西　監　第　８　２　号
令和８年１１月２４日

西　条　市　長　　越智　三義　殿
西条市議会議長　　一色　輝雄　殿

西条市監査委員　髙橋　雄次
西条市監査委員　徳増　竜伍
西条市監査委員　髙橋　保

令和８年度定期監査等結果報告の提出について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項並びに西条市監査基準第２条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項並びに西条市監査基準第１４条第１項及び第１７条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1　監査を実施した時期

(1) 実施期間　　令和８年９月４日から令和８年１０月３０日まで
(2) 聴 取 日　　令和８年１０月３０日

2　監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3　監査の対象

① 生活福祉課　② 地域福祉課（かがやき園、各地域交流センター、創作の家を含む。）　③ 介護保険課
④ こども未来課（すみれ荘、各児童館、ここてらす こまつを含む。）　⑤ 保育・幼稚園課（各保育所・幼稚園を含む。）
⑥ 健康増進課（保健センター、総合福祉センターを含む。）　⑦医療対策課　⑧スポーツ健康課（指定管理以外の体育施設を含む。）　⑨国保医療課

4　監査の着眼点

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
(2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
(3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
(4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5　監査の範囲及び方法

主に令和８年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6　監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監　査　の　概　要

第１　生活福祉課

１　主な事務事業

(1)　災害被害者救護及び支援に関すること。
(2)　社会福祉施設の整備に関すること。
(3)　低所得世帯の援護に関すること。
(4)　戦没者遺族、元軍人、戦傷病者及び引揚者に関すること。
(5)　民生児童委員に関すること。
(6)　日本赤十字社事業に関すること。
(7)　福祉基金に関すること。
(8)　福祉施設の統括管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
(9)　福祉関係団体に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
(10)　社会福祉法人の指導監督等に係る総合調整に関すること。
(11)　社会福祉法人の認可及び指導監督等に関すること。
(12)　生活保護に関すること。
(13)　行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在２２人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人	副課長　２人	総務福祉係	４人（内１人任用職員（パート月給）、１人副課長含む。）
		保護担当係	８人
		保護管理係	８人（内４人任用職員（パート月給））

第２　地域福祉課

１　主な事務事業

(1)　高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関すること。
(2)　老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。
(3)　高齢者対策に関すること。
(4)　福祉関係団体（高齢者関係）に関すること。
(5)　老人福祉施設等の統括管理に関すること。
(6)　老人福祉施設の整備に関すること。
(7)　シルバー人材センターに関すること。
(8)　障害者福祉施設の統括管理に関すること。
(9)　福祉関係団体(障害者関係)に関すること。
(10)　身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉に関すること。
(11)　心身障害者扶養共済制度に関すること。
(12)　特別児童扶養手当、特別障害者手当に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在５３人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長　１人	副課長　１人	障がい支援係	１３人（内５人任用職員（パート月給）、１人任用職員（パート時給））
		障がい給付係	４人（副課長含む。）
		長寿・生きがい対策係	７人

◎　**西条東部地域交流センター**

職員の配置状況（３人）

所長　１人（任用職員（パート月給）、創作の家所長兼務）　　２人（任用職員（パート月給））

◎　**西条西部地域交流センター**

職員の配置状況（３人）

所長　１人（再任用職員）　　２人（任用職員（パート時給））

◎　**東予南地域交流センター**

職員の配置状況（１０人）

所長　１人（再任用職員）　　９人（内４人任用職員（パート月給）、５人任用職員（パート時給））

◎　**東予北地域交流センター**

職員の配置状況（１０人）

所長　１人（任用職員（パート月給））　　９人（内３人任用職員（パート月給）、６人任用職員（パート時給））

◎　**創作の家**

職員の配置状況（３人）

所長　１人（任用職員（パート月給）、西条東部地域交流センター所長兼務）　　２人（内１人任用職員（パート月給）、１人任用職員（パート時給））

３　指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、３　指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 東予北地域交流センター多目的ホール電気放送設備保守点検委託業務

ア　見積書徴収執行表について、採用業者と２位の業者との金額の乖離が大きいが、保守点検は問題なく行えているのか。

イ　技術者単価等の積算基準が定められておらず、適正な設計となっているか検証することは難しいが、保守点検は問題なく行えている。

ウ　業務の実施に疑義が生じないよう履行確認の徹底に努められたい。

第３　介護保険課

１　主な事務事業

(1)　介護保険事業の計画、調整及び推進に関すること。
(2)　介護保険資格の取得、喪失及び被保険者証の交付に関すること。
(3)　介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
(4)　介護保険の認定、給付に関すること。
(5)　介護老人福祉施設の管理運営及び整備に関すること。
(6)　社会福祉法人の指導監督等に関すること。
(7)　地域包括支援センターに関すること。
(8)　介護予防に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在４１人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人　　主幹　１人　　副課長　３人
介護総務係　　７人（内２人任用職員（パート月給）、１人副課長含む。）
介護認定給付係　　１９人（内１人再任用職員、１２人任用職員（１１人パート月給、１人パート時給）、１人副課長含む。）
包括支援係　　１３人（内６人任用職員（５人パート月給、１人パート時給）、１人副課長含む。）

第４　こども未来課

１　主な事務事業

(1)　少子化対策に関すること。
(2)　子育て支援に関する企画及び調整に関すること。
(3)　子育て支援に関すること。
(4)　児童の健全育成に関すること。
(5)　児童手当及び児童扶養手当に関すること。
(6)　児童福祉施設の統括管理に関すること。
(7)　児童遊園等に関すること。
(8)　福祉関係団体（児童福祉、母子及び寡婦関係）に関すること。
(9)　児童福祉施設の整備に関すること。
(10)　母子及び寡婦福祉に関すること。
(11)　女性相談及び女性保護に関すること。
(12)　社会福祉法人の指導監督等に関すること。
(13)　こども家庭センターに関すること。
(14)　母子保健に関すること。
(15)　発達支援に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在７１人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人　　副課長　２人　　子育て支援係　５人（内１人任用職員（パート月給）、１人女性係兼務）
女性係　４人（内２人任用職員（パート月給）、１人子育て支援係兼務、１人副課長含む。）
こども家庭支援係　５人（内３人任用職員（パート月給））
母子保健係　１７人（内６人任用職員（パート月給）、４人任用職員（パート月給））
発達支援係　３人

◎　すみれ荘

職員の配置状況（４人）
所長　１人（任用職員（パート月給））　　３人（任用職員（パート月給））

◎　西条児童館

職員の配置状況（６人）
２人任用職員（パート月給）　　４人任用職員（パート時給）

◎　西条西部児童館

職員の配置状況（７人）
２人任用職員（パート月給）　　５人任用職員（パート時給）

◎　東予西児童館

職員の配置状況（６人）
２人任用職員（パート月給）　　４人任用職員（パート時給）

◎　丹原児童館

職員の配置状況（５人）
２人任用職員（パート月給）　　３人任用職員（パート時給）

◎　ここてらすこまつ

職員の配置状況（８人）
所長　１人（小松東保育所所長兼務）　　７人（内１人任用職員（パート月給）、６人任用職員（パート時給、内１人保育・幼稚園課兼務））

第５　保育・幼稚園課

１　主な事務事業

(1)　保育に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在１４人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人　　副課長　２人　　施設総務係　　６人（内１人任用職員（パート月給）、１人副課長含む。）

認定給付係　　７人（内１人任用職員（パート月給）、１人副課長含む。）

●　保育所

◎　禎瑞保育所

１　職員の配置状況（令和８年８月末現在、２５人）

所長　１人　　主任保育士　１人　　保育士　１８人（内3人任用職員（フルタイム）、１０人任用職員（パート時給））

看護師　　１人（任用職員（パート月給））

庁務員　　１人（任用職員（パート時給））

調理員　　３人（内２人任用職員（パート月給）、１人任用職員（パート時給））

２　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、%）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
2	10	5	9	12	9	47	80	58.8

◎　東予北保育所

１　職員の配置状況（令和８年８月末現在、１８人）

所長　１人　　主任保育士　１人　　保育士　１２人（内３人任用職員（フルタイム）、５人任用職員（パート時給））

庁務員　　１人（任用職員（パート時給））

調理員　　３人（任用職員（パート月給）、１人育児休業中）

２　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、%）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
0	7	7	13	14	16	57	90	63.3

◎　丹原保育所

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、２３人）

所長　１人　　主任保育士　１人　　保育士　１７人（内６人任用職員（フルタイム）、７人任用職員（パート時給））
調理員　　３人（内２人任用職員（パート月給）、１人任用職員（パート時給））
庁務員　　１人（任用職員（パート時給））

2　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、％）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
2	9	14	14	19	18	76	90	84.4

◎　田野保育所

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、１２人）

所長　１人　　主任保育士　１人　　保育士　　７人（内２人任用職員（フルタイム）、３人任用職員（パート時給））
庁務員　　１人（任用職員（パート時給））
調理員　　２人（内２人任用職員（パート月給））

2　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、％）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
2	1	0	5	5	10	23	60	38.3

◎　小松東保育所

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、２５人）

所長兼ここてらす　こまつ所長　１人　　保育士　１８人（内６人任用職員（フルタイム）、１２人任用職員（パート時給）、２人育児休暇中）
主任保育士　２人　　庁務員　　１人（任用職員（パート時給））
調理員　　３人（任用職員（パート時給））

2　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、％）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
3	10	5	9	14	10	51	120	42.5

◎　石根保育所

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、１２人）

所長　１人　　主任保育士　１人　　保育士　　７人（内２人任用職員（フルタイム）、３人任用職員（パート時給）、１人育児休業中）
庁務員　　１人（任用職員（パート月給））
調理員　　２人（任用職員（パート月給））

2　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、％）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
1	4	5	1	5	6	22	90	24.4

● 認定こども園

◎ 河北こども園

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、３４人）

園長　１人　　主幹保育教諭　３人
保育教諭　　２５人（内１０人任用職員(フルタイム)、８人任用職員(パート時給)、３人育児休業中）
庁務員　　１人（任用職員（パート時給））
調理員　　４人（内２人任用職員（パート月給）、２人任用職員（パート時給））

2　乳幼児・園児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、%）

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入園率
保育利用	3	11	20	30	24	34	122	205	59.5

◎ 東予南こども園

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、４１人）

園長　１人　　主幹保育教諭　２人
保育教諭　　２９人（内９人任用職員（フルタイム）、１３人任用職員（パート時給））
発達支援員　　１人（任用職員（パート月給））　　看護師　　１人（任用職員（パート月給））
栄養士　　１人（任用職員（パート月給））　　庁務員　　１人（任用職員（パート時給））
調理員　　５人（内３人任用職員（パート月給）、２人任用職員（パート時給））

2　乳幼児・園児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、%）

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入園率
保育利用	4	13	15	32	33	36	133	215	61.9

◎ 国安こども園

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、２９人）

園長　１人　　主幹保育教諭　２人
保育教諭　　１６人（内５人任用職員（フルタイム）、４人任用職員（パート時給）、１人育児休業中）
保育士　　５人（内１人任用職員（フルタイム）、４人任用職員（パート時給）、１人産後休暇中）
庁務員　　１人（任用職員（パート時給））
調理員　　４人（内２人任用職員（パート月給）、２人任用職員（パート時給））

2　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、%）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
3	10	15	22	21	23	94	135	69.6

◎　小松こども園

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、３８人）

園長　１人　　主幹保育教諭　３人
保育教諭　　２７人（内８人任用職員（フルタイム）、１２人任用職員（パート時給）、４人育児休業中）
庁務員　　１人（任用職員（パート時給））
調理員　　６人（内２人任用職員（パート月給）、４人任用職員（パート時給））

2　乳幼児数（令和８年７月末現在）　（単位：人、%）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計	定数	入所率
5	11	13	23	18	20	90	130	69.2

●　幼稚園

◎　ひまわり幼稚園

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、５人）

園長　１人　　主任教諭　１人
教諭　１人
特別支援員　１人（任用職員（パート時給））
庁務員　１人（任用職員（パート時給））

2　園児数（令和８年７月末現在）

定　員	園　児　数	学　級　数	備　考
90	8	3	

◎　多賀幼稚園

1　職員の配置状況（令和８年８月末現在、５人）

園長　１人　　主任教諭　１人
教諭　２人（任用職員（パート時給））
庁務員　１人（任用職員（パート時給））

2　園児数（令和８年７月末現在）

定　員	園　児　数	学　級　数	備　考
105	10	2	

3　指摘事項等の概要

(1)小松３保育所等消防設備点検委託業務

ア　消火器について、仕様書と報告書の設置数本数に相違がある施設がある。管理状況の把握はできているのか。
イ　報告書記載の本数が正しく、仕様書の記載本数が誤っていた。契約金額に影響はないが、仕様書作成時には管理状況の確認を徹底する。
ウ　所管課においても、各施設と連携しながら適正管理に努められたい。

(2)保育業務支援システム利用業務

ア　収入印紙が貼付されているが、課税文書に該当するのか。
イ　物品の賃貸借契約のため印紙貼付は不要であった。契約業者への指導等により、適正な事務執行に努める。
ウ　関係法令等の確認の徹底により、適正な事務処理に努められたい。

第６　健康増進課

１　主な事務事業

(1)　健康づくりの計画及び推進に関すること。
(2)　保健衛生思想の普及及び向上に関すること。
(3)　食生活改善対策に関すること。
(4)　成人保健に関すること。
(5)　保健センター及び福祉センターの管理に関すること。
(6)　精神保健に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在５２人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人　　副課長　１人　　健康増進係　　６人（内３人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
成人保健係　　２４人（内１２人任用職員（パート月給）、２人育児休業中）

第7　医療対策課

１　主な事務事業

(1)　地域医療対策に関すること。
(2)　地域医療対策に関する関係部署及び関係団体等との総合調整に関すること。
(3)　診療所の管理に関すること。
(4)　休日夜間急患センターの管理に関すること。
(5)　医師確保に関すること。
(6)　病院事業に関すること。
(7)　結核及び感染症の予防に関すること。
(8)　予防接種に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在７人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人　　副課長　１人　　地域医療係　　３人（１人副課長含む。）
感染症予防係　３人

第８　スポーツ健康課

１　主な事務事業

(1)　社会体育の振興に関すること。
(2)　スポーツによる健康づくりの推進に関すること。
(3)　各種体育関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。
(4)　スポーツ推進委員の育成、指導及び助言に関すること。
(5)　体育施設の設置、総括管理及び廃止に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在１９人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人	副課長　１人	スポーツ健康係	６人（副課長含む。）
		スポーツ施設係	３人

◎　スポーツコミュニティセンター

職員の配置状況　　６人（内３人任用職員（パート月給）、３人任用職員（パート時給））

◎　石鎚クライミングパークＳＡＩＪＯ

職員の配置状況　　３人（内２人任用職員（パート月給）、１人任用職員（パート時給））

３　指摘事項等の概要

(1) 愛媛FCマッチシティバス借上げ業務

ア　当該契約書は印紙税法別表第一課税物件表の第何号文書に該当するのか。貼付の金額は適正か。
イ　税務署へ改めて照会し、本契約に係る適正な印紙税額を確認した。契約相手方に対して、適正な収入印紙の貼付を求めることとする。
ウ　関係法令等の確認の徹底により、適正な事務処理に努められたい。

第９　国保医療課

１　主な事務事業

(1)　国民健康保険の保険事業及び制度に関すること。
(2)　国民健康保険の保険給付に関すること。
(3)　高額療養費及び出産費の貸付に関すること。
(4)　国民健康保険運営協議会に関すること。
(5)　後期高齢者医療及び老人医療に関すること。
(6)　重度心身障害者医療費、こども医療費及びひとり親世帯等医療費に関すること。
(7)　未熟児養育医療費の給付に関すること。

２　職員の配置状況

令和８年８月末現在２２人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長　１人	副課長　２人	国保係	１０人（内４人任用職員（パート月給））
		後期高齢者医療係	７人（内２人愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣、１人任用職員（パート月給）、１人副課長含む。）
		福祉医療費助成係	４人（１人副課長含む。）